

学校安全計画策定にあたっての留意事項 ～見直し・改善のポイント～

記載する項目・内容について

1, 学校保健安全法第27条で示されている下記の「**必要的記載事項**」が、計画の中にそれぞれ記載されているかを確認しましょう。

必要的記載事項

- (1) 安全教育に関すること
- (2) 安全管理に関すること
- (3) 教職員等の研修に関すること

2, 安全教育に関する内容について
(1) 各教科における安全学習 と
(2) 学校行事や日常のHR等における安全指導を記載しましょう。

3, 必要的記載事項3項目以外に、「組織活動」の欄を設けてある場合は、削除する必要はありません。
「安全教育」と「安全管理」を機能させる重要な取り組みとして、引き続き計画に位置づけましょう。

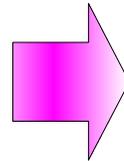
4, 「教職員の研修等」について
(1) 「教職員の研修」欄を設ける
(2) 「組織活動」の欄に併記するのどちらでもかまいません。
(詳しくは、群馬県教育委員会ホームページ「学校安全計画作成例」を参考)

※「教職員の研修」の内容

AED講習会などのように、一定時間を確保し講師等を招いて実施するような研修だけでなく、例えば、職員会議において避難訓練の提案をする際に、全職員で危機管理マニュアルを確認し共通理解を図るといった短時間のものでも、研修として計画に位置づけましょう。

作成のポイント1 ～課題を明らかにしましょう～

- 1, 自校で発生した事故はもちろん、県内や国内で発生した児童生徒に係る事件・事故災害の発生状況をもとに、自校における安全管理・安全指導の課題を明らかにしましょう。
- 2, 児童・生徒に対するアンケートや行動調査等の実施により、児童・生徒の安全に対する知識や態度について評価し、安全指導の課題を明らかにしましょう。
- 3, 年間の安全点検の結果を評価し、自校における安全管理の課題を明らかにしましょう。



作成のポイント2 ～実効性のある計画とするために～

- 1, 自校における学校安全の運営方針について共通理解を図り、それぞれの教科や分掌において、課題を踏まえた効果的な指導を計画・立案しましょう。
- 2, 避難訓練や交通安全教室等、安全に関する学校行事については、生徒の実態や教科等との関連性を踏まえ、効果的な時期・回数を設定しましょう。
- 3, 安全に関する学校行事については、その効果を最大限あげるため、職員による事前研修や、児童生徒への事前・事後指導についても計画に位置づけましょう。
- 4, 学校全体の安全気運を醸成するために、職員だけでなく児童生徒の考える機会や行動する場面を設定しましょう。

活用のポイント ～計画を計画だけで終わらせないために～

- 1, 児童生徒の安全を確保するには、学校だけでなく保護者や地域の関係機関等の協力が不可欠です。職員はもちろん、保護者や地域の関係機関に学校安全計画を周知し、連携を図りながら学校安全活動を進めましょう。
- 2, 月毎の重点項目や取組内容を校内に周知し、教育活動全体で安全活動に努めましょう。また、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行いましょう。

※作成例の形式は絶対のものではありません。

各学校における他の計画等との関連を考慮し、創意を加えて有効に活用できるものを作成ください。